身体的拘束最小化宣言

身体的拘束最小化への取り組み

身体的拘束最小化委員会・チーム

身体的拘束は、患者様の自由を制限することであり、本人の生命を脅かす可能性と尊厳ある生活を阻むものです。そのため、他に方法がなく緊急やむを得ない場合に必要最小限で実施されるべきものと考えられます。

当院では、患者様の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束をしない医療・看護の提供に努めます。

身体的拘束最小化への取り組み

1.身体的拘束最小化委員会およびチームの設置

2.身体的拘束最小化チームの活動内容

1)各病棟1回/週ラウンド・カンファレンス

2)身体的拘束の実施状況を把握

3)病棟看護師等と共に代替案・拘束解除の検討を行う

4)職員全体への指導・研修を開催

5)身体的拘束に関わる用具の管理

3. 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む

1) 患者様主体の行動、尊厳を尊重する

2) 患者様の精神的な自由を妨げないように努める

3) 患者様の想いを汲み取り、患者様の意向に添った支援・対応に努める

4) 身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める

令和８年10月1日

愛媛県立今治病院　病院長

看護部長